

日本における外国仲裁判断の承認と执行

- 中国の仲裁判断の承認と执行に関する判例と
新仲裁法を中心として -

木 棚 照 一 *

〈目　　次〉

1. はじめに
2. 中国の仲裁判断の承認及び执行に関する
日本の判例
3. 日本における新しい仲裁法の制定と
外国仲裁判断の承認・执行
4. 結びに代えて

1. はじめに

報告に先立って、本日のシンポジウムの報告者の一人としてわたくしをお招き頂き、報告と討論に参加させて頂く栄誉をお与えくださった韓国仲裁学会と北京仲裁委員会に心から感謝申し上げたいと存じます。わたくしは、外国仲裁判断の承認と執行に関する日本の判例を中心に日本における問題状況をお話したいと存じています。日本に於きまして、外国仲裁判断の承認に関する判例集等に掲載されている判例は多くありません。直接外国仲裁判断の承認・執行に触れたものほか、仲裁契約を理由とする妨訴抗弁等との関連で傍論において触れられているものを含めましても現在までに14件しかありません。そのうち1993年以来5件の判例が中国の経済貿易仲裁委員会の仲裁判断について日本で承認と執行が求められた事例に関します。このことは、中国の法人と日本法人の間の取引紛争の解決に仲裁が重要な役割を担っていることを示しています。そこで、まず、これらの判例を紹介し、分析することによって日本における法状況を明らかにしたいと存じます。

中国の仲裁判断の承認と執行に関する事例が判例に現れます前の9件について概観しておきますと、いずれも1980年代の前半までの判決でありまして、直接外国仲裁判断の承認・執行に触れているのは6件(①大審院大正7年(1918年)4月15日第二民事部判決 民録24巻865頁, ②東京地裁昭和34年(1959年)8月20日判決 下級民集10巻8号83頁、③東京地裁昭和34年(1959年)10月23日判決 下級民集10巻10

号146頁 ④大阪地裁昭和36年(1961年)11月27日
判決 海事判例6巻5号118頁 ⑤大阪地裁昭和58年(1983年)4月22日判決 判例時報1232号138頁 ⑥名古屋地裁一
宮支部昭和62年(1987年)2月26日判決 判例時報1090
号146頁)、残りの3件は妨訴抗弁等との関連において傍論で
触れられているもの(⑦東京地裁昭和28年(1953年)4月10
日判決 下級民集4巻4号502頁、⑧大阪地裁昭和34年(1959
年)5月11日判決 下級民集10巻5号970頁、⑨東京地裁昭
和44年(1969年)9月6日判決 判例時報586号73頁)です。
そのうち、4件が傭船契約や船舶の売買契約など海事に関する
ものです(判例②③⑤⑦)。そのほかは、ホテル建設請負契約(判
例①)、缶詰の売買契約(判例④)、紙裁断機の販売代理店契約(判
例⑥)テレビ放映契約(判例⑨)に関する紛争の仲裁判断に関わっ
ていました。このうち3件は、外国仲裁判断の承認執行につき
多国間及び二国間の条約が適用されないとみられた事例で、國
内の仲裁判断の執行に関する民事訴訟法の規定、つまり、明治
23年(1890年)の旧民事訴訟法802条、801条(これら規定は平成
8年(1996年)に新民事訴訟法が制定されるに伴い、「公示催告手
続及び仲裁手続ニ関スル法律」と改称されています)適用または
準用されたとしたものでした(判例①⑦⑧)。1927年の「外国仲
裁判断の執行に関するジュネーブ条約」(以下ジュネーブ条約
と略す)を適用したものが1件(判例②)、ジュネーブ条約によ
りながら日米友好通商航海条約4条2項を適用したものが3件
(判例③④⑥)、1957年の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する
ニューヨーク条約」(以下、ニューヨーク条約と略す)を適用
したものが1件(判例⑤)です。

中国の仲裁判断の承認と執行につきましては、1987年4月22日に中国もニューヨーク条約に加盟し、日本は、昭和27年（1952年）にジュネーブ条約に加盟し、昭和36年（1961年）にニューヨーク条約に加盟しています。したがって、ニューヨーク条約が適用されることはもちろんですが、この条約と1974年6月22日発効の日中貿易協定8条に定める商事契約に関する仲裁についての規定の関係が問題になります。これにつきましては、ニューヨーク条約7条1項の解釈に関連します。日本の判例上、この問題を含めてどのように解されているかにつきみてみたいと思います。

日本では、ジュネーブ条約やニューヨーク条約への加盟の際に、それらの条約の規定を国内法化する措置をとりませんでした。国内法規定には外国仲裁判断の承認及び執行に関する規定がありませんでしたので、条約の規定と国内仲裁判断の執行に関する規定の適用関係につき学説や判例上議論があり、分かりにくくなっていました。そこで、現在日本で行われております司法制度改革の一環といたしまして、本年（2003年）7月25日に外国仲裁判断の承認・執行に関する規定を含む新しい仲裁法が制定されまして、平成15年法律第138号として公布されています。それで、この法律の中の仲裁判断の承認及び執行決定に関する規定を紹介し、その意義と特徴に触れておきたいと思います。

その上で、最後に若干のまとめをして結びに代えさせて頂きます。

2. 中国の仲裁判断の承認及び執行に関する

日本の判例

中国の国際経済貿易仲裁委員会の仲裁判断の承認・執行が日本で求められた事例に関する判決がこれまで 5 件公表されています。いずれも中国で仲裁判断を受けた中国法人が日本法人に対し、仲裁判断の執行を求めたものです。以下、年代順に判例を紹介し、整理してみたいと思います。なお、韓国の仲裁判断の承認・執行が問題となった事例は、判例集等をみる限りでは 1 件もありません。

まず、(1) 岡山地裁平成 5 年（1993 年）7 月 14 日判決、判例時報 1492 号 125 頁、判例タイムズ 857 号 271 頁の事例です。中国法人 X は、1985 年 5 月 12 日に日本法人 Y と中国に編み袋を生産する施設を導入する契約を締結し、この契約から生じる紛争については中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁により解決する旨の合意をしました。その後この契約の履行につき X Y 間で紛争が生じ、両当事者で協議したが話し合いがつきませんでしたので、X は、1990 年 3 月 22 日に中国国際経済貿易仲裁委員会に仲裁を申請し、1991 年 1 月 30 日に同仲裁委員会の仲裁判断が出され、その仲裁判断が確定しました。X は、損害賠償として 2470 万円余とその利息として年利率 8 パーセントの支払と Y が提供した設備が合意した水準に達していなかったことを理由に値下げを請求しました。Y は、X と契約を締結した Y の代表者が契約締結当時すでに代表権を失っていたと主張しましたが、

仲裁廷は、Yの主張を認めず、Xの要求した損害賠償と利息の支払を認め、Yの提供した設備の値下げ要求を認めない仲裁判断をしました。Xは、ニューヨーク条約によって正式に認証された仲裁判断の原本、中国駐大阪総領事館領事による証明を受けた日本語への翻訳文を提出して本件仲裁判断につき執行を求めました。それに対し、Yは、日本も中国もニューヨーク条約1条3項の留保宣言を行っているから、外国仲裁判断の承認及び執行につき相互主義の原則に基づくとします。そして、この原則によると、日本の仲裁判断が中国において執行される場合に適用される中国民事訴訟法219条によれば、当事者双方が法人である場合には執行申立期間を6ヶ月とするから、その期間を経過して後申し立てられた本件申立は棄却されるべきと主張しました。岡山地裁は、ニューヨーク条約と日中貿易協定が本件仲裁判断の承認及び執行に適用され、日中貿易協定が優先的に適用されると解される部分についてはその条約に優先するとした上で、ニューヨーク条約及び日中貿易協定によれば、外国仲裁判断の承認、執行の手続はその判断が援用される国の法律に従うことで足り、それ以上の基準を定めるものではない、Yがそのいわゆる相互主義の根拠とするニューヨーク条約1条3項の定める相互主義は仲裁判断の範囲に関するものであり、日中貿易協定の前文も平等互恵の基本理念を規定するに止まり、具体的な執行手続まで相互主義を採用したものではない、として、Xの執行判決の請求を認容しました。

つぎに、(2) 東京地裁平成5年(1993年)7月20日判決、判例時報1494号126頁、判例タイムズ859号255頁の事例です。中国法人Xは、1989年10月28日に日本法人Yとビデオレコー

ダー等の売買契約を締結し、この契約から生じる紛争を中国法による仲裁により解决することを合意しました。Xは、Yに予め代金を支払ったにもかかわらず、Yが目的物を船積みしませんでしたので、1990年6月1日日本契約を解除し、代金の返還、違約金及び利息の支払いを求めて中国国際経済貿易仲裁委員会に仲裁を申し立てました。XY間で和解が成立しましたので、仲裁委員会は、1990年11月25日Yに対して売買代金の返還と損害賠償金、利息計71万5000ドルの支払いを命じる仲裁判断をしました。そこで、Xは、本件仲裁判断に対する執行判決を求めました。東京地裁は、日本と中国がともにニューヨーク条約に参加し、日中貿易協定を締結している、ニューヨーク条約7条1項によるとこの条約が似国間の合意に影響を及ぼすものでないことを定められており、日中貿易協定8条4項によるとその執行を求められている国の法律が定める条件に従うことが定められているから、日本の民事訴訟法802条の定めている条件に従い、執行判決の適否が決せられるべきところ、本件仲裁判断は、手続的にも、実体的にも何ら執行判決の要件を欠くところがない、Xの請求を認めました。

つぎに、(3) 東京地裁平成6年(1994年)1月27日判決、判例タイムズ853号266頁であります。中国法人Xは、1985年10月27日日本法人Yと中国四川省重慶で蓄電池製造プラントを1億600万円で売買する旨の契約を締めました。この契約には紛争が生じた場合には中国国際経済貿易委員会における仲裁で解决する旨の仲裁条項が含まれていました。しかし、Yが蓄電池製造プラントを引き渡さなかつたので、Xは、1988年10月7日中国国際経済貿易仲裁委員会に仲裁を申

し立てました。同委員会は、1990年5月19日Xの主張を認める仲裁判断を下しました。Xは、この仲裁判断の執行判決を求めて訴えを提起しました。Yは、①Xが支払保証（L/C）を開設しなければならないのに開設しないから契約は失効したこと、②仲裁条項によれば、仲裁員のうち一人はスウェーデン国籍を持つ公民でなければならないと定められているのに三人ともこの要件を満たさない中国人であったこと、③Xが経済貿易部の営利窓口であるところから、判断の公正を期待できないことを主張した。東京地裁は、本件についてはニューヨーク条約が適用されるとして、同条約4条1項a号に定める中華人民共和国外交部領事司により認証された仲裁判断書の原本、同項b号に定める仲裁合意のある契約書の原本及びそれぞれについて同条2項に定める中華人民共和国外交部領事司により証明された翻訳文を提出し、同条約4条に定める積極的要件を満たしているとした上で、Yの主張する事実のうち①は本件契約の内容に関する事実であって、外国仲裁判断の承認拒否要件に当たらない、②についてはYの申立にかかる仲裁の場合に限られることを認定し、③については、同仲裁委員会は同国における唯一の仲裁委員会であり、Xが国営公司であることのみをもって公正を欠くとはいえない、としてXの請求を認めました。

つぎに、（4）東京地裁平成7年（1995年）8月19日判決、判例タイムズ919号252頁であります。中国の国営企業法人Xと建築用資材の輸出入、販売を目的とする日本法人のYは、1989年2月21日に中国海南省でレンガ製造の合弁事業を行うことを目的とする合弁契約を締結しました。この契約中には、本契約から生じる紛争については中華人民共和国国際貿易促進委

員会对外経済貿易仲裁委員会の仲裁に付託し、その仲裁判断を最終的で両当事者に拘束力があるものとする仲裁合意が定められていきました。Xは、Yとの間で契約の履行を巡り紛争を生じたので、1990年8月14日に前記委員会の後身である国際経済貿易仲裁委員会に仲裁を申し立てました。Yは、仲裁申立書及び添付書類を受領した後に1991年12月1日付で履行責任を争う旨の答弁書を提出しましたが、1992年2月6日の開廷日に出頭せず、同委員会の開廷期日の延期を求めるかの照会にも何ら回答しなかった。同委員会は、1992年4月12日にXの主張をおおむね容れる本件仲裁判断を下しました。Xは、ニューヨーク条約4条所定の文書として、中国の公証員によって認証された本件仲裁判断の原本及び同国駐大阪総領事館の領事により証明された翻訳文、原本の写しであることを公証員により正当に証明された仲裁付託条項の謄本及び同国駐大阪総領事館領事により証明された翻訳文を提出し、執行判決を求めた。レンガ製造工場設立のために必要な技術は台湾の訴外Aがもっているのであり、台湾から中華人民共和国への直接投資が禁止されていたので、Yは、Xから頼まれてレンガ技術を導入するために契約の当事者としてなったに過ぎず、Aがその後投資をしなくなつて合弁会社が解散することになったのであるから、本件仲裁判断も無意義なものとなった、本件仲裁判断に関与した仲裁人について判断の公正を期待できないから、日本の公序に反する、と主張しました。東京地裁は、ニューヨーク条約3条は、同条約4条以下で定める条件の下でその仲裁判断が援用される領域の手続規定に従つて執行されるものとされているから、本件仲裁判断の執行については日中貿易協定8条によれば、その執行が求

められる国である日本の民事訴訟法 802 条 1 項により、その執行の許否を審理することになりそうであるが、X の主な営業目的からみて日中貿易協定 8 条でいわゆる「外国貿易機構」に該当するかどうかはにわかに断定しがたい、また、ニューヨーク条約 7 条 1 項の規定は、外国仲裁判断の国際的承認及び執行の最大限を定める趣旨に出たものであるから、二国間合意のうち同条約より一層制限的な要件を定めている部分については、適用されないものと解すべきである、として、日本の民事訴訟法 801 条 2 項、801 条のうちニューヨーク条約より制限的な要件を定める部分については、本件に適用がない、と致します。結局、Y 側の公正な仲裁判断が期待できないとする主張に対して、中国の仲裁人の選任に関する規定や利害関係を有する場合の仲裁人回避の規定等を概観した上で、ニューヨーク条約 5 条 2 項(b) 所定の本件仲裁事件の審理手続が日本の公の秩序に反するということはできない、として、執行判決を認めました。

さいごに、(5) 横浜地裁平成 11 年(1999 年)8 月 25 日判決、判例タイムズ 1053 号 266 頁、判例時報 1707 号 147 頁の事例です。中国の企業法人 X は、日本法人 Y との間で 1996 年 1 月 14 日と同年 12 月 5 日の 2 回にわたり道路凍結防止剤を販売する旨の 4 件の契約を締結したが、その際に本件契約から生じる紛争につき中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁によって解決することを合意していました。本件契約の履行、とりわけ、Y の商品代金の一部支払拒絶または履行中止によって紛争が生じ、X は、1997 年 8 月 20 日に前記仲裁委員会に仲裁を申し立てました。同仲裁委員会は、同年 12 月 6 日に X の主張を認め、Y に対する未払代金の支払と損害賠償を認める仲裁判断

を下しました。Xは、中国駐日本大使館領事によって正当に証明された本件仲裁判断の裁決書謄本、本件契約書原本及びこれらの翻訳文を提出して、この仲裁判断の執行を求める訴えを提起しました。Yは、Yの顧客であるA及びBが直接Xから本件道路凍結防止剤の購入を希望したので、Xの合意を得て本件契約を解除したから、ニューヨーク条約5条1項(a)の拒絶事由が充足されたこと、仲裁委員会のYに送付した通知に翻訳文の添付がなかったため、Yが防御に必要な措置が取れなかつたので、ニューヨーク条約5条1項(b)の拒否事由があることを主張しました。横浜地裁は、中国仲裁法19条によると、仲裁合意は契約と独立に存在し、契約の解除等により影響を受けないものとしているから、本件契約の解除の有無について判断するまでもなく、仲裁合意は依然として効力を有する、とした上で、民事訴訟法801条及び802条が規定するのは内国仲裁判断に関するので、外国仲裁判断に関する本件についてはニューヨーク条約または日中貿易協定が適用されるが、ニューヨーク条約7条1項からみれば、まず、特別法の関係にある日中貿易協定8条4項により「執行が求められる国」である我が国の「法律が定める条件」が適用される、日本が締約国になっているニューヨーク条約は国内法としての効力をを持つと解すべきであるから、「法律が定める条件」とは、ニューヨーク条約の定める条件にほかならない、中国の国際貿易仲裁委員会の仲裁規則75条1項が中国語を正式言語とする旨を定めており、本件契約が中国語と英語で作成されていることを総合すると、XとY間に仲裁手続を中国語により進めることを事前に合意していたと認められるから、訳文の不添付はニューヨーク条約5条1項(b)の

違反をもたらすものではない、として、Xの請求を認容しました。

以上の判例では、結論的には、いずれも被告である日本法人の中国仲裁判断の承認・執行に関する拒否事由の主張が認められず、中国の仲裁判断の承認・執行が認められています。しかし、外国仲裁判断の承認・執行につき適用される条約や法律の規定につきこれらの判例間で一致していません。判例（1）におきましては、ニューヨーク条約及び日中貿易協定の相互主義を根拠として、日本で中国の仲裁判断の承認・執行が求められる場合に中国民事訴訟法269条の規定が適用され、6カ月の執行申立期間の制限が適用されるかにつき、ニューヨーク条約と日中貿易協定の解釈から日本で承認・執行が求められる場合には、中国民事訴訟法269条の適用がない、としました。判例（2）では、ニューヨーク条約7条1項からみて日中貿易協定8条4項の規定が適用され、同項の定める「その執行が求められる国の法律が定める条件」というのは、当時の日本の民事訴訟法802条であるとして、民事訴訟802条を適用して判断しています。判例（3）では、仲裁判断の承認・執行拒否事由についてニューヨーク条約5条を適用して判断しています。判例（4）では、ニューヨーク条約7条1項を「外国仲裁判断の国際的承認及び執行について画すべき制限の最大限を定める趣旨」のものと解し、日中貿易協定8条4項により仲裁判断執行の条件を定めたとされる当時の民事訴訟法802条、801条のうちニューヨーク条約より一層制限的な要件を定める部分については適用がないとしています。判例（5）では、ニューヨーク条約7条1項の解釈上日中貿易協定8条4項が優先的に適用されるが、同条による「執

行が求められる国の法律が定める条件」を我が国がニューヨーク条約の締約国となることによりまして、この条約が国内法的効力を有すると解されるから、ニューヨーク条約の定める要件によればよい、としています。

ニューヨーク条約に加盟する際に同条約の規定を国内法化しなかったのは、この条約の規定が直接適用性を持つと考えられたからです。また、当時の日本の民事訴訟法 802 条、801 条はあくまで国内仲裁判断の執行に関する規定と解すべきであります。したがって、判例（2）のように解するのは妥当ではありません。たとえ、日本の民事訴訟法 802 条、801 条が外国仲裁判断の承認執行に適用されると致しましても、他の多くの判例が認めますように、ニューヨーク条約の締約国でなされた仲裁判断の承認・執行についてはニューヨーク条約の規定が直接適用され、このような条約の規定は国内法の規定に優先して適用されますので（憲法 98 条 2 項）、ニューヨーク条約の規定によるべきことになります。それでは、ニューヨーク条約と日中貿易協定の適用関係はどうでしょうか。この点に関する適用関係につき種々の解釈の余地があったことは否定できません。たとえば、日中貿易協定の規定がニューヨーク条約より緩やかの条件を定める場合にのみ優先的に適用されるとか、ニューヨーク条約 7 条 1 項の解釈から一般法と特別法の関係によるとみて常に日中貿易協定の規定を優先的に適用するとか、種々の見解が成り立ちます。しかし、日中貿易協定 8 条 4 項の「執行が求められる国の法律が定める条件」というのは、協定締結当時の特定の国内法を意味するものと解することはできません。少なくとも、日本も中国もニューヨーク条約の締約国となりました後

は、いずれにしてもニューヨーク条約の規定によることになる点で結論的には異ならない筈です。

3. 日本における新しい仲裁法の制定と外国仲裁

判断の承認・執行

日本における仲裁制度は、明治23年（1890年）に民事訴訟法の一部として成立しました。その後、平成8年（1996年）の新民事訴訟法の制定に伴い「公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律」と名称変更され800条から802条に根拠を置いてきました。しかし、一方では、これら規定が外国仲裁判断に適用があるかどうかにつき学説、判例上争いがあるなど現在の多様な紛争解決を適切に行うために不備が多く、他方では、1985年にUNCITRAL（国連商取引法委員会）で作成された国際商事仲裁模範法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration）が日本法の母法であるドイツをはじめ世界各国で取り入れられていることから、経済活動のグローバル化や電子取引の急速な拡大に対応するために、仲裁法制を早期に整備することが要請されてきました。2002年3月19日に閣議決定されました司法制度改革推進計画の中に「国際的動向を見つつ、仲裁法制（国際商事仲裁を含む。）を整備すること」が入れられました。この計画に従いまして、司法制度改革推進本部事務局に仲裁検討委員会がおかれ、2003年2月から4月まで4回で一通り検討した後に、5月から7月までに3回の検討を

重ねて法案が作成されまして、国会に提出され、7月25日に新しい「仲裁法」(平成15年法律第138号、2003年8月1日公布)が成立しました。そこで、この仲裁法による外国仲裁判断の承認及び執行に関し概観しておきたいと思います。

仲裁判断の承認及び執行決定につきましては、新仲裁法45条と46条に規定されています。まず、これらの規定は、国内仲裁と国際仲裁を区別せず、原則として同一の要件及び手続によることを規定しています。これは、従来国内仲裁と外国仲裁の区別の基準につき国内法の解釈上争いがあった点に関わり、当事者の自主的解決を尊重する観点から両者を区別しないことにより単純化したものといえます。また、仲裁判断の承認拒否事由につきましては、ニューヨーク条約5条及び国際商事仲裁模範法36条1項を国内法化するという観点から規定されました。これは、仲裁地がニューヨーク条約の締約国であるかどうかに拘わらず、ニューヨーク条約と国際仲裁模範法の関連規定を国内法化することによって同一の条件で拒否するかどうかを決定することにしたものです。さらに、従来外国仲裁判断の承認及び執行につきましては、裁判手続により判決を得ることを必要としました。しかし、今回の改正によりまして、1998年に改正されたドイツ民事訴訟法1063条1項と同様に、決定の手続で行うことになりました。判決は公開の法廷で行われることが必要ですが(憲法82条1項)、決定は非公開で行うことができます。これによって外国仲裁判断の執行手続が簡略化され、迅速化されることが期待できます。もっとも、裁判所が仲裁判断の執行決定をするには、仲裁判断の取消に関する44条5項が準用されますから(46条10項)、口頭弁論または当事者双方が立ち会うこと

ができる審尋の期日を経なければなりません。

つぎに、従来は、外国仲裁判断の承認及び執行を申し立てる当事者は、正当に認証された仲裁判断の原本または正当に証明されたその謄本、仲裁合意の原本または正当に証明されたその謄本、これらの書面が日本語以外の言語で書かれている場合には、領事等によって証明されたそれらの翻訳文を裁判所に提出する必要がありました。これは、ニューヨーク条約4条に従つたものであり、1999年12月の韓国改正仲裁法37条2項も同様でした。しかし、日本の新しい仲裁法46条2項によりますと、仲裁判断書の写し、その写しが仲裁判断所と同一であることを証明する文書、仲裁判断書が外国語で作成されている場合には、その日本語による翻訳文を提出すれば足りることになります。これは、ドイツ民事訴訟法1064条1項にならったものであり、仲裁契約の存在と効力については、すでに仲裁廷が判断しているのであるから、仲裁合意に関する書面の提出を要件としているのであります。ニューヨーク条約の規定の趣旨を踏まえて制定されました国際商事仲裁模範法35条2項の注(3)によりますと、提出書面の要件を緩和するとしても模範法が達成しようとする調和にもとることにならないとされているところから、このように規定してもニューヨーク条約に違反することはないと考えられました。たとえば、その仲裁判断が仲裁合意で認められた範囲外の紛争に関するものであるとして承認条件に関し争うときは、それを争う当事者が仲裁合意に関する書面やその翻訳を提出してそれを証明すれば足りることになります。

仲裁法45条1項は、仲裁判断が確定判決と同一の効力を有するが、仲裁判断に基づいて民事執行を行うには執行判決が必要

であるとします。しかし、仲裁判断がこのような効力を持たない場合、仲裁判断承認の拒否事由がある場合につきまして、45条2項1号から9号まで9つの事由を規定しています。そのうち、1号から7号までは、模範法36条1項(a)の(i)から(v)、ニューヨーク条約5条1項(a)から(e)号に対応したものであり、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明する必要があります。ただ、模範法36条1項(a)(iii)の但書につきましては、同条3項に規定されています。また、8号と9号は、当事者のいずれか一方による証明を要件としない拒絶事由でありまして、模範法36条1項(b)(i)(ii)、ニューヨーク条約5条2項(a)(b)号に対応するものであります。

4. 結びに代えて

わたくしは、外国仲裁判断の承認・執行に関する判例がこれまで日本において判例集等で公表されているものを傍論で触れているものも含めても14件に過ぎず、そのうち中国の仲裁判断の承認執行に関するものが1993年以降5件見られることを述べまいりました。しかし、これはあくまで判例集等に掲載されたものについてでありまして、実際に日本の裁判所で外国仲裁判断の承認執行が求められる事例は、もっと多いと思います。たとえば、2002年4月22日の第四回仲裁検討委員会における資料によりますと、仲裁判断の執行判決請求がなされたのは、東京地裁におきましては、1998年に4件、1999年に4件、2000年に1件、2001年に5件となっており、大阪地裁では、1998年

から2000年までは0件、2001年が1件とする報告がされています。もっとも、この数字自体は、内国仲裁判断の執行を含むものですので、この中に外国仲裁判断の執行がどれだけ含まれていたかははっきり致しません。

日本における新しい仲裁法の制定によりまして、外国仲裁判断の承認・執行に適用される規定がより明確になり、従来学説や判例で解釈上対立していた点が立法上明らかにされました。これによって日本におきましても、外国仲裁判断の承認・執行に関する規定が整備され、仲裁による渉外的な紛争解決がより利用されやすいものとなる法的基盤ができたものといえると思います。日本と中国、韓国の企業間の取引紛争が仲裁制度等の発展によってより迅速・適正かつ実効的に処理できようになり、これら三国間の国際取引がさらに発展することを期待したいと思います。

[主要参考文献]

阿川清道「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約について(上)(下)」 ジュリスト 231号 18頁以下、232号 42頁以下、小林秀之「外国仲裁判断の承認・執行についての一考察」 判例タイムズ 468号 5頁以下、吉野正三郎=斎藤明美「中国の仲裁判断の日本における承認と執行」 判例タイムズ 861号 24頁以下、高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年) 147頁以下、別冊 NBL 67号『仲裁法改正の今後の展望—アンケートを題材に』(商事法務、2002年) 3頁以下、110頁以下、別冊 NBL71号『仲裁法制に関する中間まとめと解説』(商事法務、2002年) 26頁以下、別冊 NBL78号『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年)

The recognition and enforcement of foreign arbitral awards in Japan

-mainly concerning cases on the recognition
and enforcement of Chinese arbitral awards
and Japanese new arbitration law-

Kidana *

〈목 차〉

- I. Introduction
- II. Japanese Judicial Precedent
on the Recognition and Enforcement
of Chinese Arbitral Awards
- III. Enactment of New Arbitration Law
and the Recognition and Enforcement
of Foreign Arbitral Awards of Japan
- IV. Conclusion

I. Introduction

Before I talk about this theme, it is a great honor to be invited here today as a reporter at this symposium and have a chance to report on and discuss this theme. I would like to express my gratitude to Arbitration Society in Korea and Beijing Arbitration Commission for it. Today, I intend to speak about Japanese situation and problems mainly from the cases on the recognition and enforcement of foreign arbitral awards in Japan. As for Japan, there are not so much cases as are written in law reports. They are only 13 cases so far, that is, ones which referred directly to the recognition and enforcement of foreign arbitral awards, and ones which mentioned them in obiter dictum with regard to demurrer by reason of arbitration agreement and the like. Of these cases since 1993, 5 cases are concerning the recognition and enforcement of Chinese arbitral awards made by China International Economic and Trade Arbitration Commission(CIETAC) in Japan. This means that the arbitration has an important role for the resolution of commercial disputes between Japanese corporations and Chinese corporations. So, first, I will introduce and examine these cases so that you can see Japanese situation.

II. Japanese Judicial Precedent on the Recognition and Enforcement of Chinese Arbitral Awards

We will take a general view of 9 cases which had been decided

before the cases on the recognition and enforcement of the Chinese arbitral awards were decided. They were all decided before the early 1980's. Of these cases, 6 cases referred directly to the recognition and enforcement of foreign arbitral awards: ① Taishinin, decision of 1918 apr. 15, secondary civil devision, minroku vol.24 p.865, ② Tokyo district court, decision of 1959 avr. 20, kakyuminshu vol.10 nr.8 p.83, ③ Tokyo district court, decision of 1959 oct. 23, kakyuminshu vol.10 nr.10 p.146, ④ Osaka district court, decision of 1961 nov. 27, kaijihanrei vol.6 nr.5 p.118, ⑤ Osaka district court, decision of 1983 apr. 22, hanreijihou nr.1232 p.138, ⑥ Itinomiya branch of Nagoya district court, decision of 1987 feb. 26, hanreijihou no.1090 p.146. Rest of them, which are 3 cases, mentioned this theme in obiter dictum with regard to demurrer by reason of arbitration agreement and the like: ⑦ Tokyo district court, decision of 1953 avr. 10, kakyuminshu vol.4 no.4 p.502, ⑧ Osaka district court, decision of 1959 mar. 11, kakyuminshu vol.10 no.5 p.970, ⑨ Tokyo district court, decision of 1969 sep. 6, hanreijihou no.586 p. 73. 4 cases among them are on the maritime affairs, such as an charter-party, an sales contract of ship(case ②③⑤⑦). Other cases are on an construction contract of hotel(case ①), an sales contract of Canned foods(case ④), a distributor contract of paper cutters(case ⑥), an contract of televising(case ⑨). And, 3 cases among them decided that multilateral and bilateral conventions did not apply on the recognitionand enforcement of foreign arbitral awards, and former rules of civil procedure law on the recognition of internal arbitral awards, that is, Article 802 and Article 801 of former civil procedure law in 1890(these rules were revised as '

Law of the procedure of public notice and arbitral proceedings' fwith the enactment of new civil procedure law in 1996) applied or applied correspondingly(case ①⑦⑧). In one case, court applied' Geneva Convention on the enforcement of foreign arbitral awards"fin 1927(hereinafter, Geneva Convention, for short)(case ②).In 3 cases, courts applied Article 4 Clause 2 of Treaty of friendship, commerce and navigation between Japan and United States of America in addition to the Geneva Convention(case ③④⑤). In one case, court applied ' Convention of the recognition and enforcement of foreign arbitral awards"fin 1958(hereinafter, New York Convention, for short).

As regards therecognition and enforcement of Chinese arbitral awards in Japan, China acceded New York Convention in 1987 apr. 22, and Japan acceded Geneva Convention in 1952 and in New York Convention in 1961. So, on this matter, New York Convention certainly apply, but the problem is which will apply between New York Convention and Agreement of trade between Japan and China which entered in force in 1974 apr. 22. This problem relates the interpretation of Article 7 Clause 1 of New York Convention. I will show you how this problem has been treated in jurisprudence in Japan.

When Japan acceded Geneva convention and New York Convention, Japan did not takemeasures to put the conventions into internal law. But, in Japan, There was no rule on the recognition and enforcement of foreign arbitral awards, so there was a debate in scholars and case law concerning relationship between rules of those conventions and internal law on therecognition and enforcement of internal arbitral awards and it was not clear. Then, as a part of reform

in judicial system at present promoting, in this year, 2003 jul. 25, new arbitration law including rules of the recognition and enforcement of foreign arbitral awards was formed as a law of 2003 no. 138. Therefore, I will introduce new rules on the recognition and enforcement of foreign arbitral awards in this new law and point out the significance and problems. Furthermore, I would like to conclude my speech by saying some my opinion.

III. Enactment of New Arbitration Law and the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards of Japan

New Arbitration Law (Law of 2003 no.138)

Chapter 8

(Recognition and decision of enforcement of an arbitral award)

Article 45

1. An Arbitral award (it does not matter whether the place of arbitration is in the territory of Japan or not.) have the same effect as the decree absolute. The civil enforcement of the arbitral award shall be according to the rules below.
2. The rules above shall not apply if there is any matter below (as to the matters stipulated from (1) to (7), this holds only if either of parties

proved the existence of that matter).

- (1) The arbitration agreement does not have an effect because of limitation of the party's capacity.
- (2) The arbitration agreement does not have effect because of other reason than limitation of the party's capacity according to the law which the parties agreed to apply the arbitration agreement (if the parties did not agree, the law of the place of arbitration).
- (3) The party, in the proceeding of choosing arbitrator or the arbitral proceeding, did not accept notice which were needed according to the rules of law of the place of arbitration(if there was an agreement between parties on the matters which does not concern public policy of the law, the law parties agreed).
- (4) It was impossible for the party to defence in the arbitral proceeding.
- (5) The arbitral awards include the matters which go beyond the range of the motion in the arbitration agreement or the arbitral proceeding.
- (6) The organization of arbitral tribunal or the arbitral proceeding offended the rules of law of place of arbitration (if there is an agreement between parties on the matters which does not concern public policy of the law, the law parties agreed)
- (7) According to the law of the place of arbitration(if the law which applied the arbitral proceeding is not the law of the place of arbitration, the law), the arbitral award did not absolute, or the arbitral award was dissolved or stayed the

effect.

- (8) The motion of the arbitral proceeding is the dispute which can not subject to arbitral agreements according to the Japanese law.
- (9) The content of the arbitral agreement offenses public policy in Japan.

3. If there is any matters listed above in (5) and it is possible to separate the part concerning the matter stipulated in (5) in the arbitral award, the part and the other parts in the arbitral award shall be regarded as an independent arbitral award respectively, and the rule of that clause shall apply.

IV. Conclusion

(Decision of enforcement of an arbitral award)

Article 46

1. A party who will take civil enforcement on the arbitral award, for obligor as adverse an party, can apply motion for decision of enforcement(decision to admit civil enforcement on the arbitral award, hereinafter, as such) for the court.

2. In that motion, the applicant shall submit a copy of the writing of arbitral award, a writing which prove the context of the copy is the same as the writing and a writing of interpretation in Japanese of the arbitral award(except it was written in Japanese).